

平成19年9月27日

債権者各位

株式会社みらい建設グループ
みらい建設工業株式会社
代表取締役 明石 恵介
上記2社代理人
弁護士 小林 信明

民事再生手続開始の申立てのお詫び、および債権者説明会のお知らせ

拝啓 平素から弊社ら事業に格別のご厚情とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、突然のことでございますが、弊社らは、本日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同日申立てが受理されるとともに、弁済禁止命令及び監督命令が発令され、監督委員が選任されました。

長年にわたりご支援、ご協力頂きましたにもかかわらず、突然このような申立ての止むなきに至りましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

本来であれば早速に貴社にお伺いし、ご報告とお詫びを申し上げるべきところでございますが、何分にも急なことでかつ関係者多数のため、失礼とは存じますが、取り急ぎ、書面にてお詫びとご報告を申し上げます。

つきましては、弊社らの民事再生手続開始の申立てを行うに至った事情及び今後の手続等につき、皆様にご説明させていただきたく、下記の日時・場所において債権者説明会を開催いたします。ご多忙中のところ誠に恐縮でございますが、ご出席いただきたくご案内させていただきます。

敬具

記

<東京会場>

- | | | |
|------|---------------|---|
| 1 日時 | 平成19年10月2日(火) | 午前10時30分～(午前10時00分開場) |
| 2 場所 | 会場 | 東京厚生年金会館 |
| | 電話 | 03-3356-1111 |
| | 住所 | 東京都新宿区新宿5-3-1 |
| | 交通 | ・JR「新宿駅」下車 都営バス新宿西口から練馬車庫行き
乗車「厚生年金会館」にて下車、または徒歩15分
・東京メトロ丸ノ内線「新宿御苑前駅」下車 徒歩5分
・都営地下鉄新宿線「新宿三丁目駅」下車 徒歩5分 |

<大阪会場>

- | | | |
|------|---------------|---------------------|
| 1 日時 | 平成19年10月3日(水) | 午後2時00分～(午後1時30分開場) |
| 2 場所 | 会場 | メルパルク大阪 |
| | 電話 | 06-6350-2111 |

住 所 大阪府大阪市淀川区宮原4-2-1
交 通 ・JR「新大阪駅」下車 徒歩8分
・地下鉄御堂筋線「新大阪駅」下車 徒歩5分

<名古屋会場>

1 日時 平成19年10月3日(水) 午後2時00分～(午後1時30分開場)
2 場所 会 場 名古屋市公会堂
電 話 052-731-7191
住 所 愛知県名古屋市昭和区鶴舞1-1-3
交 通 ・地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車 ④出口 徒歩1分
・JR中央本線「鶴舞駅」下車 徒歩3分
・市バス「鶴舞公園前」下車 徒歩5分

<福岡会場>

1 日時 平成19年10月4日(木) 午後2時00分～(午後1時30分開場)
2 場所 会 場 福岡国際会議場
電 話 092-262-4111
住 所 福岡県福岡市博多区石城町2-1
交 通 ・「博多駅」下車、バス13分(福岡センタービル前バス停Eのりばから乗車、「福岡国際会議場・サンパ以前」にて下車)
・西鉄「福岡(天神)駅」または地下鉄「天神駅」下車、バス8分(ソリアステジ前バス停2Aのりばから乗車、「福岡国際会議場・サンパ以前」にて下車)

<仙台会場>

1 日時 平成19年10月6日(土) 午後2時00分～(午後1時30分開場)
2 場所 会 場 仙台市民会館
電 話 022-262-4721
住 所 宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1
交 通 仙台市営地下鉄「勾当台駅」下車 公園2出口から徒歩10分

誠に勝手ながら、各会場の都合により、ご出席は1社2名様までとさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、駐車スペースがございませんので、公共の交通手段でお越しくださいようお願い申し上げます。なお、債権者説明会への出席は義務ではございません。債権者説明会に出席されなかった債権者の皆様に対しては、ご希望があれば、当日債権者説明会で配布する資料を送付させていただきます。

なお、債権者説明会につきご不明な点がございましたら、再生対策室(電話03-5623-8595～8)でお願い致します。

以上

平成19年9月27日

債権者各位

株式会社みらい建設グループ
みらい建設工業株式会社
上記2社代理人弁護士 小林 信 明

監督命令その他の保全処分について

前略 弊社らは、別書面にてお詫び申し上げましたとおり、民事再生手続開始の申立てに至りました。誠に申し訳なく存じております。裁判所から、監督命令及び弁済禁止命令が発令されておりますので、その内容につきご説明申し上げます。

1 経営の継続と監督命令のご説明

弊社らの経営は、今後とも、従前通りの体制で行って参りますので、お取引につきましても従前どおり継続していただきたく、お願い申し上げます。なお、弊社らに対し、東京地方裁判所は、本日、監督命令を発令しました。監督委員は、裁判所から選任されていますが、「管財人」とは異なり、会社の財産の管理や処分、経営権を有しておりません。従って、上記のとおり、弊社らの経営は、従前どおり引き続き、弊社らが行うこととなります（なお、弊社らの占有下の物品は、リース物件をも含めて、弊社らの管理下にありますので、弊社らの許可なく、引き揚げることは違法な行為となります）。監督委員の主な職務は、弊社らが進める民事再生の手続が法律や裁判所の命令に従って行われているかのチェックを行ったり、弊社らの財務内容の調査を行ったりすることにあります。監督委員は、弊社らの財務内容の調査のために、公認会計士を補助者として調査を行います。

2 弁済禁止の保全処分のご説明

東京地方裁判所は、上記の監督命令とともに、平成19年9月26日以前の原因に基づいて発生した債務の弁済を、原則として禁止する弁済禁止の保全処分を発令しました。これにより、平成19年9月26日以前の原因に基づいて発生した債務の支払いは、原則として棚上げされ、今後の民事再生手続の中で法律に従って扱われることとなります。

以上

決 定

東京都千代田区平河町一丁目6番15号
再生債務者 株式会社みらい建設グループ
代表者代表取締役 明石 恵介

主 文

- 1 株式会社みらい建設グループについて監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。
東京都千代田区麹町3-3 KDX麹町ビル4階 東京富士法律事務所
弁護士 須藤 英章
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
 - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
- 5 再生債務者は、平成19年9月27日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

平成19年9月27日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 西 謙 二

裁判官 中山 孝 雄

裁判官 小河原 寧

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 田村 光希



決 定

東京都千代田区平河町一丁目6番15号
再生債務者 株式会社みらい建設グループ
代表者代表取締役 明石 恵介

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

平成19年9月26日までの原因に基づいて生じた債務（次のものを除く）の弁済及び担保の提供

租税その他国税徴収法の例により徴収される債務

再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務

再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務

再生債務者の事業所の備品のリース料

50万円以下の債務

平成19年9月27日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 西 謙 二

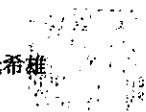
裁判官 中山 孝 雄

裁判官 小河原 寧

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 田村 光希



決 定

東京都中央区日本橋小網町6番1号
再生債務者 みらい建設工業株式会社
代表者代表取締役 明石 恵介

主 文

- 1 みらい建設工業株式会社について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員として、次の者を選任する。
東京都千代田区麹町3-3 KDX麹町ビル4階 東京富士法律事務所
弁護士 須藤 英章
- 3 監督委員は、再生債務者が、民事再生法120条1項に規定する行為によって生ずべき相手方の請求権を共益債権とする旨の裁判所の許可に代わる承認をすることができる。
- 4 再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
 - (1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、貸貸その他一切の処分(常務に属する取引に関する場合を除く。)
 - (2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分(再生債務者による取立てを除く。)
 - (3) 財産の譲受け(商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。)
 - (4) 貸付け
 - (5) 金銭の借入れ(手形割引を含む。)及び保証
 - (6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
 - (7) 別除権の目的である財産の受戻し
- 5 再生債務者は、平成19年9月27日以降毎月末日締切りにより、再生債務者の業務及び財産の管理状況についての報告書をその翌月10日までに当裁判所及び監督委員に提出しなければならない。
ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りではない。

平成19年9月27日

東京地方裁判所民事第20部
 裁判長裁判官 西 謙 二
 裁判官 中 山 孝 雄
 裁判官 小 河 原 寧

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 田 村 光希



決 定

東京都中央区日本橋小網町6番1号
再生債務者 みらい建設工業株式会社
代表者代表取締役 明石 恵介

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

平成19年9月26日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く)の弁済及び担保の提供

- 租税その他国税徴収法の例により徴収される債務
- 再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務
- 再生債務者の事業所の賃料、水道光熱費、通信に係る債務
- 再生債務者の事業所の備品のリース料
- 50万円以下の債務

平成19年9月27日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 西 謙 二
 裁判官 中 山 孝 雄
 裁判官 小 河 原 寧

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 田 村 光希

